

## 衆議院会議録 第二十六号

(六九四)

出席委員	澤佐重喜君紹介) (第一九九四号) 日向長井、三重間鐵道敷設並びに日 豊線電化の請願(測通義君紹介) (第 二〇三四号)
委員長 前田 郁君	岡村利右衛門君 球田 五郎君 黒澤富次郎君 满尾 君亮君 原 今野 武雄君 足羽 則之君 車局事務官(自動車局長) 中村 道監督局長 運輸事務官(自動車局長) 牛島 辰彌君 運輸事務官(自動車局長) 佐竹 達二君 委員外の出席者 専門員 岩村 埼君 正威君
出席政府委員	岡田 未吉君 岩男君 正男君 山崎 岩男君 山口シヅエ君
出席	出席
政府委員	澤通義君紹介) (第二〇三六号) (測通義君紹介) (第二〇三七号) 志布志線延長工事促進の請願(測通 義君紹介) (第二〇三八号) 同(岡田五郎君紹介) (第二二二〇 号)
五月十八日	港湾法の一部改正に関する請願(宮 原幸三郎君外三名紹介) (第二〇六三 号)
五月十九日	東北線電化の請願(青木正君紹介) (第二二二二号)
同月十八日	の審査を本委員会に付託された。
日本国有鉄道法の一部を改正する法 律案(前田郁君外四名提出、衆法第 二〇九号)	本日の会議に付した事件
日本国有鉄道法の一部を改正する法 律案(前田郁君外四名提出、衆法第 二〇九号)	道路運送法案(内閣提出第一七五号) 道路運送法施行法案(内閣提出第一 三号)
舞鶴港附近の機雷除去に関する請願 (水谷長三郎君紹介) (第一九九三 号)	自動車抵当法(内閣提出第一三三 号)
宇津野、小本間鐵道敷設の請願(小 号)	自動車抵当法施行法案(内閣提出 第一三四号)
日本国有鉄道法の一部を改正する法 律案(前田郁君外四名提出、衆法第 二〇九号)	道路運送車両法(内閣提出第一三 五号)
日本国有鉄道法の一部を改正する法 律案(前田郁君外四名提出、衆法第 二〇九号)	道路運送車両法施行法案(内閣提出 第一三六号)

澤佐重喜君紹介) (第一九九四号)  
日向長井、三重間鐵道敷設並びに日  
豊線電化の請願(測通義君紹介) (第  
二〇三四号)

宮崎、小林間鐵道敷設の請願(測通  
義君紹介) (第二〇三六号)

杉安、湯前間鐵道敷設促進の請願  
(測通義君紹介) (第二〇三七号)

日ノ影、高森間鐵道敷設促進の請願  
(測通義君紹介) (第二〇三八号)

志布志線延長工事促進の請願(測通  
義君紹介) (第二二二〇号)

同(岡田五郎君紹介) (第二二二一〇  
号)

びわに対する貨物運賃割引の請願  
(岡田西明貞君紹介) (第二二二二号)

東北線電化の請願(青木正君紹介)  
(第二二二二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

道路運送法案(内閣提出第一七五号)  
道路運送法施行法案(内閣提出第一  
三号)

自動車抵当法(内閣提出第一三三  
号)

自動車抵当法施行法案(内閣提出  
第一三四号)

道路運送車両法(内閣提出第一三  
五号)

道路運送車両法施行法案(内閣提出  
第一三六号)

日本国有鉄道法の一部を改正する法  
律案(前田郁君外四名提出、衆法第  
二〇九号)

日本国有鉄道法の一部を改正する法  
律案(前田郁君外四名提出、衆法第  
二〇九号)

日本国有鉄道法の一部を改正する法  
律案(前田郁君外四名提出、衆法第  
二〇九号)

澤案(前田郁君外四名提出、衆法第  
五九号)

○坪内委員長代理 これより会議を開  
きます。

委員長不在でありますので、理事の  
私が委員長の職務を行います。

○道路運送法案、同施行法案、自動車  
抵当法案、同施行法案及び道路運送車  
両法案、同施行法案を一括して議題と  
いたします。質疑を続けます。

○満尾委員 私は前回運輸大臣に対する  
質問を二項申し上げたのであります  
けれども、三、四、五の三項目はまだ  
御出席がございませんので、後日に保  
留いたしまして、事務的な若干のこと  
につきましてお尋ねを繰りけたいと思  
います。

第十三条でございますが、この運送  
条件を変更した場合に告示をせよとい  
うことが書いてある。しかし「あらか  
じめ」と書いてあるだけであつて、告  
示期間について何らの定めがないので  
あります。この期間を置くお考えは  
ないのであるか。「あらかじめ」とい  
うのは、その告示直前までにやればよ  
いという意味であるか。これは他の運送  
業、運輸事業等の例から見ましても、  
あるいは一週間なり二週間の期間を置  
くことが普通であります。自動車運送  
事業において十日、二週間置くとい  
ふことは問題でありますけれども、漠然  
と「あらかじめ」と書いてあって、これ  
だけ期間を設けないのは、法律といた  
しましてはいささか不備ではなからう  
かと考えるのであります。政府委員  
の御見解を伺います。

○中村(農)政府委員 これは運賃、料  
金、あるいはその他の運送約款を変更  
した場合ですが、運賃につきまして  
は、その変更は道路運送審議会に諮問  
しますから、實際上は少いであろうし、また事業  
者は十分聞かれるわけあります。約  
款については公聽会はありませんけれ  
ども、そういう変更について現行法で  
は「あらかじめ」という期間を置いてな  
いのを、むしろ多少進歩した意味で「あ  
らかじめ」と置いたわけであります。  
これにさらにある期間を限るというの  
は、あまりにそこまでの必要はないかも  
うというので、あらかじめ事前に知ら  
す、こういうことだけにとどめたので  
ござります。

○満尾委員 いやしくも告示の義務を  
課した以上は、告示期間を明確にした  
方が公衆のために便利だ、また私は絶  
対必要であると思う。ただ告示の期間  
というものが、他の重要な交通機関ほ  
ど長き期間を要しない、あるいは三日  
でもいい、こう思うのでありますが、「  
あらかじめ」というのに即日でも入  
るし、せつかくこの制度をとられる以  
上は、この「あらかじめ」は非常に不親  
切だと思います。ぜひ政府委員の御再  
考を煩わしたい。

それから第十四条であります。荷主に持た  
れたのでは、これは耐えられないと思  
う。やはり権利の濫用を防ぐ意味で、  
内容を明告したのに、疑いを持たれ  
て開かれた。中は自分の言つた通りで  
あるというのに、その費用を持たされ  
たのでは、これは耐えられないと思  
う。やはり権利の濫用を防ぐ意味で、  
はたして荷主の言つた通りであるなら  
ば、開いた側の運送業者が持たなければ  
いけない、かように思はわけであり  
ます。但し運送業者が内容を明告して  
くれと言つたのに、荷主が明告しなか  
つたり、あるいは点検するのに同意を  
與えなかつたというような場合、そ  
ういうときでもどうしても運送を引受け  
なければいけないかというと、それは  
次の第十五条の第二号によりまして、  
いかということにしてあります。まずみだりに

荷物を開かないようにするためには、  
こういうことも必要であるかもしれません  
が、実際問題として始終開くよう  
な場合は少いであろうし、また事業  
者が事業者としての立場から、重大な危  
険があるとの疑いを持つた場合であ  
りましようが、これが見込み違いであり  
ましても、この損害賠償の責任を業者  
に課する必要はないと考えます。どう  
いうふうなお考えであるか伺いたい。  
○中村(農)政府委員 これは御説のよ  
うなことも考え方でありますけれども、内容の点検することをむや  
やたらにやられて、しかもそれが荷主  
の明告したところと違わないのに、そ  
の費用を荷主に持たすということは、  
これまで荷主にとつては耐えられない  
ことであらうと思います。自分で正し  
い内容を明告したのに、疑いを持たれ  
て開かれた。中は自分の言つた通りで  
あるというのに、その費用を持たされ  
たのでは、これは耐えられないと思  
う。やはり権利の濫用を防ぐ意味で、  
内容を明告したのに、疑いを持たれ  
て開かれた。中は自分の言つた通りで  
あるというのに、その費用を持たされ  
たのでは、これは耐えられないと思  
う。やはり権利の濫用を防ぐ意味で、  
はたして荷主の言つた通りであるなら  
ば、開いた側の運送業者が持たなければ  
いけない、かように思はわけであり  
ます。但し運送業者が内容を明告して  
くれと言つたのに、荷主が明告しなか  
つたり、あるいは点検するのに同意を  
與えなかつたというような場合、そ  
ういうときでもどうしても運送を引受け  
なければいけないかというと、それは  
次の第十五条の第二号によりまして、  
いかということにしてあります。まずみだりに

れぞれ相まってこの辺のところで妥当な線を見出したわけであります。

○満屋委員 御説明でござりますけれども、こういふことは実際の問題としてはあまりそうよつちゅう起ることがつく。第三号のような場合は、これではないし、託送者が運送業者に対しても何であるかと聞かれて、そういうことを

言うことはないし、そろそろ互いに了解間に意思の折衝の起るチャンスは非常に少い。これはこういふ性格の事業を經營いたします運送業者としての、当然の権利だと思う。従つてその自然の権利を行使した結果、実際としては間違いかつかかもしません。見込み運いであげたのかもしれませんけれども、そのため損害賠償を業者に負担せしめるのは、私は少し行き過ぎだと

思ふ。この種の仕事は、事実問題としてはあまり大して問題はないのであります。しかしも法律にこのことを特に取上げて、こういうあいな判決を得たときには、問題がある。私は業者の業務遂行上の

当然の権利として、これを認めていいのではないか、かように考える次第あります。

○大澤委員 実は十四条の二項で「貨物の種類及び性質につき申込者が告げたことに疑があるときは、申込者の同意を得て、その立会の上で、これを点検することができる。」となつております。まして、申込者の同意を得て点検した場合、もしそれに対し損害をこうむった場合は、運送業者が損害の賠償を

するというようなことになつておるようですが、申込者の同意が得られなかつた場合は、どうしたことになりますか。これは調べることはできませんが、御質問のような運送の途中なり

ことになると思うのですが、「申込者の同意を得て」という文字があるので、同意の得られない場合に対するもので、同意の得られない場合に対し

つくりしないので伺います。

○中村(豊)政府委員 さような場合には運送業者としては非常に困りますので、第十五条の二号で、荷主が点検の同意を與えないときには、運送の引受けを拒絶してもいいということになるわけでございまして、そういう場合にはお断りいたします。それで、ご連絡いたしましたは運送人の責任を緩和したわけであります。

○大澤委員 それについて、同意を得られない場合に、もうすでに荷物を運搬された場合にはどういうことになるか。かりに統制物資や何かで輸送してはならないといふものを輸送した場合に、途中でなりあるいは着荷した場所で、初めて荷が危険だということがわかつたので、それを調べる場合には、申込者が同意をしない場合には、それを運搬することもあるいは片づけること

も実際問題としてできないと思うのですが、その場合、どういう結果になり

ますか。

○中村(豊)政府委員 第十四条の規定

は、今お話をありましたよな、送つてしまつてからの場合はないのであります。「貨物運送の申込があつたときは」など、最初の申込みを引受けるまでの場合だけをさしておるのであ

ります。それで点検の同意が得られなかつたならば、十五条で引受けを断ることととなっております

うか。たとえば十回運行するという約束をしておつたところを五回にするといふことができることとなつております

ことなどが、公衆の利便を害することになりますか。これは調べることはできませんが、御質問のような運送の途中なり

が、御質問のような運送の途中なり

ではないかなるものを持ち込まれても、貨物運送業者は引受けなければならぬと思うのですが、この辺の見解がはつきりしないので伺います。

○中村(豊)政府委員 さような場合には運送業者としては非常に困りますので、第十五条の二号で、荷主が点検の同意を與えないときには、運送の引受けを拒絶してもいいということになるわけでございまして、そういう場合にはお断りいたします。それで、ご連絡いたしましたは運送人の責任を緩和したわけであります。

○大澤委員 それについて、同意を得られない場合には、もうすでに荷物を運搬された場合にはどういうことになるか。かりに統制物資や何かで輸送してはならないといふものを輸送した場合に、途中でなりあるいは着荷した場所で、初めて荷が危険だということがわかつたので、それを調べる場合には、申込者が同意をしない場合には、それを運搬することもあるいは片づけること

も実際問題としてできないと思うのですが、その場合、どういう結果になり

ますか。

○中村(豊)政府委員 公衆の利便を害することとなるおそれがないもの」という一項があるのですが、その場合、どういう結果になり

ますか。

うか。たとえば十回運行するという約束をしておつたところを五回にするといふことができることとなつております

ことなどが、公衆の利便を害することになりますか。これは調べることはできませんが、御質問のような運送の途中なり

が、御質問のような運送の途中なり

ではないかなるものを持ち込まれても、貨物運送業者は引受けなければならぬと思うのですが、この辺の見解がはつきりしないので伺います。

○中村(豊)政府委員 さような場合には運送業者としては非常に困りますので、第十五条の二号で、荷主が点検の同意を與えないときには、運送の引受けを拒絶してもいいということになるわけでございまして、そういう場合にはお断りいたします。それで、ご連絡いたしましたは運送人の責任を緩和したわけであります。

○大澤委員 それについて、同意を得られない場合には、もうすでに荷物を運搬された場合にはどういうことになるか。かりに統制物資や何かで輸送してはならないといふものを輸送した場合に、途中でなりあるいは着荷した場所で、初めて荷が危険だということがわかつたので、それを調べる場合には、申込者が同意をしない場合には、それを運搬することもあるいは片づけること

も実際問題としてできないと思うのですが、その場合、どういう結果になり

ますか。

○中村(豊)政府委員 公衆の利便を害することとなるおそれがないもの」という一項があるのですが、その場合、どういう結果になり

ますか。

うか。たとえば十回運行するという約束をしておつたところを五回にするといふことができることとなつております

ことなどが、公衆の利便を害することになりますか。これは調べることはできませんが、御質問のような運送の途中なり

が、御質問のような運送の途中なり

ではないかなるものを持ち込まれても、貨物運送業者は引受けなければならぬと思うのですが、この辺の見解がはつきりしないので伺います。

○中村(豊)政府委員 さような場合には運送業者としては非常に困りますので、第十五条の二号で、荷主が点検の同意を與えないときには、運送の引受けを拒絶してもいいということになるわけでございまして、そういう場合にはお断りいたします。それで、ご連絡いたしましたは運送人の責任を緩和したわけであります。

○大澤委員 それについて、同意を得られない場合には、もうすでに荷物を運搬された場合にはどういうことになるか。かりに統制物資や何かで輸送してはならないといふものを輸送した場合に、途中でなりあるいは着荷した場所で、初めて荷が危険だということがわかつたので、それを調べる場合には、申込者が同意をしない場合には、それを運搬することもあるいは片づけること

も実際問題としてできないと思うのですが、その場合、どういう結果になり

ますか。

○中村(豊)政府委員 公衆の利便を害することとなるおそれがないもの」という一項があるのですが、その場合、どういう結果になり

ますか。

うか。たとえば十回運行するといふことがあります

ことなどが、公衆の利便を害することになりますか。これは調べることはできませんが、御質問のような運送の途中なり

が、御質問のような運送の途中なり

ではないかなるものを持ち込まれても、貨物運送業者は引受けなければならぬと思うのですが、この辺の見解がはつきりしないので伺います。

○中村(豊)政府委員 さような場合には運送業者としては非常に困りますので、第十五条の二号で、荷主が点検の同意を與えないときには、運送の引受けを拒絶してもいいということになるわけでございまして、そういう場合にはお断りいたします。それで、ご連絡いたしましたは運送人の責任を緩和したわけであります。

○大澤委員 それについて、同意を得られない場合には、もうすでに荷物を運搬された場合にはどういうことになるか。かりに統制物資や何かで輸送してはならないといふものを輸送した場合に、途中でなりあるいは着荷した場所で、初めて荷が危険だということがわかつたので、それを調べる場合には、申込者が同意をしない場合には、それを運搬することもあるいは片づけること

も実際問題としてできないと思うのですが、その場合、どういう結果になり

ますか。

○中村(豊)政府委員 公衆の利便を害することとなるおそれがないもの」という一項があるのですが、その場合、どういう結果になり

ますか。

のであります。この法律を制定されるとき、「このことが明確になつておらぬと非常に困るのでありますから、明日でも明後日でもあらためてこの点について御答弁をいただきたいと思ひます。

でお尋ねしますが、事業区域を定める事業のうちで、区域のとり方を一体どういうふうに考えておられるかという問題、これは一つの行政区域として県一円というようなわけ方をされますか、また県のうちで何市と何郡というような区切り方をされるつもりであるか、もちろんその事業者の經營規模がベースになるとは思いますけれども、大体のひな型につきましては、区域のとり方はどういうふうに考えておられるか。ことに問題になるのは東京・横浜地方、あるいは大阪・神戸・京都というようなところで、行政区域こそわかれていますが、経済的には何らわかれても、密接不可分な関係にありますような地域における事業区域の定め方は、一体どういうふうに今後やつて行かれる御方針であるか伺いたい。

業区域の中であるというふうに考えられておるわけであります。しかしこれでは非常に不明確でありますて、従たる事業区域として、極端に言えば、日本国中どこへ行つてもその免許の範囲は、従来のよほな狭い範囲は考え方であります。それでは秩序が保てないということとて、今度の法律では、主たる事業区域と従たる事業区域の觀念は、まったく一擲いたしまして、事業区域一本で行く。そのかわりその事業区域は、従来のよほな狭い範囲は考え方であります。従いまして、事業区域を無視しまして、まったく新しい見地から、交通の区域を扱う、こういうことになるわけでございます。従いまして東京付近においては、東京都のみならず、数府県にまたがりますし、どこの地方に行つても一県でとどまるということはあり得ない、必ず数府県に及ぶものである、そういうふうに考えて行くべきだと思います。交通区域は府県の単位とは何ら関係ない、府県の単位は交通区域には全然無関係な、ナシセンスな事柄だと私は考えております。そうしてこれを表現する方法でありますから、この場合に地図の上で、ただコンパスで面図を描くということでは、客観的に明示することが困難でありますから、その場合には、あるいは便宜上行政区画の名前をお借りして、何県の何郡ということになるかもわからりませんけれども、それにしてもその郡は数府県にまたがる、あるいは一つの県の中でも入らない面も出で来る、こういうことになるらうかと思うわけがあります。

方は、従来より一段の進歩であります。しかし、かかるにこの自動車行政の末端機構が府県区域になつておられますと、ころにおきましては、今のお話と相当矛盾する点があると思ひます。しかし、大体のお考へは非常にけつこうだと思ひます。

二十五条の場合に、何か重大な責任事故を起した業者に対し、戒飭するというような考え方を持つておられるかどうか、私はちよつと気がつかないのですが、もしそういうようなのであります。なお考へがあるとするならば、関係条文はどれでありますか。

〔委員長退席、坪内委員長代理着席〕

○牛島政府委員 第二十五条の、重大な事故が発生いたしました場合の、經營者の責任追究の問題であります。この法令においては今からその点は考慮いたしておらぬであります。ただ問題といたしましては、今後二度とそういう事故を起さないように、改善命令は出し得る建前になつております。

○鷹尾委員 この法律が一西におきまして、これらの道路運送事業といふものを国家の免許事業としたしまして、非常に手厚く保護している。かかるに多数の死傷事故を起した場合に対しまして、業務上の改善命令以外に監督官庁に打つ手がないということは、非常に遺憾なことである。これはやはり一応特別の権利義務の關係に立つのでありますから、單なる民間事業ならば文句をつけるものではありませんけれども、特別の監督關係に立つのでありますから、ある程度これは事故の軽重に従つて、その業者に対して戒飭する手

續をとらるべきではないか、改善命令を出すからそれでいいということでは、私は運送事業に対する行政監督官として、非常に不十分であり、手落ちであるようになりますが、政府はさようにお考えになるかどうか。

運転事故の絶滅に協力いたしておるような次第でござります。  
○**満尾委員** 私は政府委員の御答弁にはなはだ不満の意を覚えるのであります。どうしてもこれは監督上の責任であります。追求すべきものは、やはり監督官庁は追究すべきである。事故を起した人の刑法上の責任は、これはもちろんありますから、ここで論議をする余地はない。酒を飲んで事故を起し、數十人を殺した場合、その個人について刑法上の責任を追究することはもちろんあります。しかし酒を飲んでいる運転手が車輛の運転に当るような監督をしている経営者の責任というものは、やはり追究されなければならぬと思う。近來事故激増の趨勢にかんがみ、また人命を尊重すべしという今日の社会念気にかんがみまして、道路運送法には一つの盲点があると思う。これはどうしてもある程度の権限を運輸大臣は握つて、事故を二度、三度繰返すようなものは、その会社の經營をとめる必要はありませんけれども、不適正な監督しかできないような経営者は、大臣の監督権の発動によりまして、更迭と申しますか、解任を要求すべき条項は、この道路運送法にはございません。

とことこし ことのことを語るうはを語る 法を語る

思ひ方であります。

次に第二十八条に移りまして、「六歳未満の小兒については、旅客一人につき少くとも一人まで無賃で運送しなけ

つて、隣の人に迷惑をかけるというのも当然禁止すべきものだと考えますが、御意見はいかがでございましょうか。

は、車輪に関する限りは、道路運送車輌法に詳しく規定がされておるわけで、そちらで全部おおつておるわけですが、運行の安全の問題につきましては、二十五条とか、二十六条、二十七条规定がそのままの点に触れておるわけであります。

については国有鉄道がありますし、その他の地方の鉄道については、乗合バスがそのまま役目を負うわけあります。だからその点で、多少海上と陸上とは違つて、海上ではほかの交通機関もななく、それを無理にやらすことに事業者には相当の負担がかかる場合が予想されるので、こういう補助制度をつくつたわけですが、さすがにその点、多少性質が違うものだと思ひます。

できるというふうになつておるようであります。運輸大臣の許可が、すなわちかりにタクシー業者なりあるいはハイヤー業者が、自分の自動車を運転するなり何なりにこれを貸し與えて、それによつて貸し與えた賃金をその事業者のが受取るということで、公共の利便を害しないのであるならば、運輸大臣はこれを許可しなければならないといふようになつておるようでありますので、この第三十六条は、第三十七条の運輸大臣の許可を受けければさしつかえぬ

1. *Leucosia* *leucostoma* (Fabricius) (Fig. 1)

○井林(野)政策委員 これは小説無責任の如きが多かったからか。

輸送の原則をうたつたわけでありまして、ただその場合に、何人でもみんな

無貨で輸送しなければいかぬというのでは、これは無理なことであります。

で、一人だけは絶対に無賃で行けるといふことがあります。それ以上無賃を

許されることは、事業者がその意思ならば非常にけつこうなことであります

から、その意味で「少くとも」としたわけであります。

○満尾委員 政府委員は私の見解に御賛成がないようですが、こうい

うあいまいな、最低限度をきめる、こ  
とに賃金をとるかとらぬかというよう

な重要な問題につきまして、非常に幅のある規定の仕方は、誤解があつてい

かぬ。これは明確に御規定になる御意  
思はないかどうか。

第二十九条へ行きまして、いろいろな旅客に対する制限であります。

の中で、非常にござつた服装をしてお

ついで、隣の人に迷惑をかけるというのも当然禁止すべきものだと考えますが、御意見はいかがでございましょうか。

さらに時間節約のために続けますが、第三十条におきまして、この事業者が遵守すべき事項を運輸省令で記めると書いてあります。この中で、旅客の便利の確保のために遵守すべきことは書いてあるが、安全性を確保するためのことはここにうたつてないのですが、これは別な法律に譲るという意味で書かれたのである。私はやはり事業者に対する法律として、この条項に併記すべきものではなかつたかと考えるのであります。私の気のつかぬところにおきめになつておるかどうかをお伺いしたい。

○中村(慶)政府委員 二十九条で、たとえば旅客がどろくつをはいていてきたない場合には、そういうのは乗車を禁止すべきだというお説でございますが、あまりどろくつというようなことは……。

○満尾委員 いや、どろくつじやない。非常にきたない服裝をしておるわけです。

○中村(慶)政府委員 それは公衆の交通機関ですから、そこまで法律ではつきり禁止してしまうということもいかがかと思われる所以で、この二十九条に書いた程度のことだけにしておいて、あとは健全な良識にまちたいと思います。まだ現在の情勢ではそこまで禁止めてしまうのもいささか無理ではないかと思われます。

それから三十条の省令への委任に、安全の問題が入つていいというお話をございますが、安全保安について

は、車輛に関する限りは、道路運送車輛法に詳しく述定がされておるわけでも、そちらで全部おおつておるわけであります。しかし、運行の安全の問題につきましては、二十五条とか、二十六条、二十七条というような条文がその点に触れておるわけであります。

○大澤委員 第二十二条に「一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に附隨して、少量の郵便物、新聞紙その他の中貨物を運送することができる。」とあります。運送事業が海上であるために、政府の補助金を出しておるのではありません。運送事業が海上であると陸上であるとを問わず、いずれにいたしましても同じ国家の重要な事業であると思いますが、海上運送に対して国の予算をもつて、すでに昨年度は三千万円、本年度は三千三百万円といふ補助金を出しており、陸上運送が同じ仕事をしておるにもかかわらず、補助金を交付する何らの規定がないのです。運送事業が海上であるとおもにかかるに補助金を交付するので、政府は、海上運送と陸上運送に対しても同じ考え方をもつて、この法律を想定されたかということがありますので、政府は、海上運送と陸上運送に対しても同じ考え方をもつて、この法律を想定されたかについて、お伺いしておきたいと思います。

○中村(慶)政府委員 海上運送法の主管ではありませんが、海上運送法の方では、当該航路の性質上、経営が困難なものに対しても補助をするとしてございまして、経営困難であるが、ほかに交通機関がないから、郵便物の運送その他の公益上の必要のために、どうしてもやれという場合に、その損失補償の意味で補助金をやる、こういうことだと思います。ただと思うのであります。陸運の方では、郵便物の運送は大部分、幹線に

ついては国有鉄道がありますし、その他の地方の鉄道については、乗合バスがその役目を負うわけあります。だからその点で、多少海上と陸上とは違つて、海上ではほかの交通機関もなまく、それを無理にやらすことに事業者が相当の負担がかかる場合が予想されるので、こういう補助制度をつくつたわけです。さういいますから、その点、多少性質が違うものだと思います。

○大澤委員 次に三十四条におきまして、運送事業者が「災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要であり、且つ、当該運送を行ふ者がない場合又は著しく不足する場合に限り、自動車運送事業者に対し、運送すべき旅客若しくは貨物、運送すべき区間、これに使用する自動車及び運送条件を指定して運送を命じ、又は旅客若しくは貨物の運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずることができる。」のあります。先ほどの御答弁によりますと、命令を発して運送を命じて、事業者に損失をこうむらした場合に対する対応では、「補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でこれをしなければならない」ということになつておりますが、この「補償金の総額」というのは、どういう予算がありますか、またどの程度の金額であるか、承りたいと思います。

次に、お伺いいたしたいことは、三十六条の「自動車運送事業者は、その名義を他人に自動車運送事業のため利用させてはならない。」ということになりますが、三十七条において、運輸大臣の許可を受けなければこれが

できるというふうになつておるようであります。運輸大臣の許可が、すなわちかりにタクシードライバーや事業者が、自分の自動車を運転するなり何なりにこれを貸し與えて、それによつて貸し與えた資金をその事業者が受取るということで、公共の便利を害しないのであるならば、運輸大臣はこれを許可しなければならないといふようになつておるようでありますので、この第三十六条は、第三十七条の運輸大臣の許可を受ければさしつかえないと解釈してさしかえないかどうか。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.



の利便を害するかどうかということの判定だと思いますので、どういうふうに判定を下されるか、どの程度までを認めるかとということをお聞きしたい。

○中村(豊)政府委員 三十七条第二項によつて、その貸渡しによつて公衆の利便を害することとなるおそれがある場合以外は、許可をしなければいかぬというわけですから、百台のうち二十台がよいか十台がよいか五台がよいかは、その都度々考えなければいけませんが、免許を受けて事業計画を約束してあるのですから、それだけを履行する義務があるので、その事業計画をやるだけの能力がなくなつてしまふよ

うな場合には、公衆の利便を害することになるわけあります。つまりどの程度ということは、実際に当つてみなければわからないので、自分のところに残している車で、十分に事業計画通りの仕事ができるか、需要を満た得るかどうかによってきまるわけであります。

○坪内委員長代理 本案に対する審議は、今日はこの程度といたします。

○坪内委員長代理 次に、ただいま日本国有鉄道法の一部を改正する法律案、前田郁君外四名提出 衆法第五九号が付託になりましたので、本案を議題といたします。まず提案者より提案理由の説明を求めます。前田正男君。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 監理委員会(第九条—第十七条)」を「第二章 削除」に改める。

「第二章 監理委員会」を「第二章 削除」に改める。

第九条から第十七条までを次のように改める。

第九条から第十七条まで 削除

第十八条を次のように改める。

(役員)

第十九条 日本国鉄道に、役員として、総裁、副総裁各一人、理事十五人以内及び監事三人以内を置く。

第十九条第一項中「総裁は、監理委員会に対し責任を負う。総裁は、第十二条に規定する職務上当然就任する監理委員会の特別委員とする。」を削り、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 監事は、日本国有鉄道の業務を監査する。

第二十条を次のように改める。

(役員の任命及び任期)

第二十条 総裁は、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 副総裁は、内閣が任命する。

3 理事は、運輸大臣の認可を受け、総裁が任命する。

4 監事は、運輸大臣の認可を受け、内閣が任命する。

5 総裁の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、総裁の任命について両議院の同意を得ることができないときは、内閣は第一項の規定にかかるわらず、両議院の同意を得ないで、総裁の

任命を行うことができる。

6 内閣は、前項の規定により総裁を任命したときは、任命の後最初に召集される国会において、総裁の任命について、両議院の承認を求める。承認が得られなかつたときは、内閣は、第二十二条第一項の規定にかかるわらず、遅滞なく総裁を罷免しなければならない。

（役員の罷免） 第二十二条を次のように改める。

六 前号に掲げる事業者の団体の

役員又は名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者(任命の日前一年間においてこれらの方であつた者

であつた者を含む。)

（役員の罷免） 第二十二条を次のように改める。

四項」を「第二十二条」に改める。

第三十四条第二項中「国家公務員法」を「國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)」に改める。

第五十三条第一号中「及び他の運輸事業の譲受」を削り、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第二号及び第五号として次の二号を加える。

二 他の運輸事業の譲受、運輸事業の貸渡又は借受及び運輸事業の經營の委託又は委託

（命令、報告及び検査） 第五十四条を次のように改める。



昭和二十六年五月二十八日印刷

昭和二十六年五月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所